

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	介護現場の生産性向上（業務改善）支援事業委託業務
発 注 課	保) 介護保険課
選 定 事 業 者	公益財団法人介護労働安定センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は介護事業者の生産性向上（業務改善）に対する理解促進を図るとともに、専門家による相談事業や伴走支援を行うことで介護現場の生産性向上を推進し、現場の負担軽減に取り組むほか、取り組み事例を市内に発信することで介護人材の求人需要低減等を図ることを支援する事業である。</p> <p>支援にあたっては、経営や人事労務・技術導入による業務改善についての専門的な知識に加え、サービス種別により運營業態が多岐に渡る介護分野についての知見を有する必要があり、また、行政機関の支援事業として、介護ロボット・ICT機器の導入について、中立・公平性に配慮する必要がある。</p> <p>当該法人は介護労働に関する総合的支援機関として厚生労働大臣が指定する唯一の法人であり、地方公共団体向けに本事業と類似した生産性向上のためのICT導入相談支援の実績も多数有し、同事業を通して介護分野に精通する専門家等との密接な連携体制も確保されている。また、厚生労働大臣の指定法人として、公正・中立性に留意し、特定メーカーとの関係が希薄な独立系のコンサルタントに委嘱を行っている。</p> <p>以上のことから、当該法人は本事業を効果的に行う上で必要な専門知識・経験を持つ唯一の法人といえるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年3月11日